

令和6年2月7日

住宅局建築指導課

## 令和5年度補正予算でも「建築BIM加速化事業」を引き続き実施します ー建築BIMを導入する設計者や施工者を補助金により支援ー

本年1月22日(月)より、令和5年度補正予算における建築BIM加速化事業の代表事業者(※)の登録を開始しました。

令和5年度補正予算では、小規模プロジェクトや改修プロジェクトも補助の対象とするほか、協力事業者(下請事業者等)への支援の充実を図っています。

代表事業者の登録通知日以後の費用が補助対象となりますので、まずは代表事業者の登録をお願いします。

(※)代表事業者:本補助を受けようとする複数の設計者又は施工者を代表する者であり、補助金の交付申請のとりまとめ等を行っていただきます。

### 1. 建築BIM加速化事業の概要(事業の詳細は別添チラシ参照)

#### ① 補助の要件

- ・代表事業者登録をすること
- ・代表事業者(設計や施工の元請事業者等)が、協力事業者(下請事業者等)による建築BIMの導入を支援し、建築BIMモデルを作成すること
- ・大規模な新築プロジェクト(敷地面積が1,000㎡以上かつ階数が3以上等)にあっては、BIMモデルの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること等

#### ② 補助対象者

- ・設計又は施工を行う者(代表事業者及び協力事業者)

#### ③ 補助対象経費

- ・BIMソフトウェア、周辺機器、CDE環境(設計・施工情報を共有するためのクラウド等)の利用料等
- ・BIMコーディネーター等の人件費
- ・BIM講習の実施費用等

### 2. 代表事業者の登録

#### ① 期間

令和6年1月22日(月)～12月24日(火)

#### ② 登録方法

建築BIM加速化事業実施支援室のホームページ(<https://r5-6bim-shien.jp>)から応募様式をダウンロードし、電子申請により登録を行ってください。

なお、本補助を受けようとする設計者又は施工者の補助金の交付申請等の手続きについては、支援室より後日改めてご案内します。

(問い合わせ先) 国土交通省住宅局建築指導課  
TEL 03-5253-8111(代表)

# 建築BIM活用プロジェクト

を支援します

令和5年度補正予算において  
～ 「**建築BIM加速化事業**」を引き続き実施します ～  
(国費60億円)

小規模プロジェクトや改修プロジェクトも  
対象になりました!



## 建築BIM加速化事業 **3**つのポイント

- 1** 来年度末(R6年度末)までの**基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成**が対象です
- 2** 設計BIMモデルや施工BIMモデルの**作成等に要する費用**について幅広く補助します
- 3** **協力事業者(下請事業者等)**だけでなく、**代表となる元請事業者等**も補助の対象です

**まずは、プロジェクトの代表となる事業者の登録をお願いします** (その後のプロジェクト等の変更は可能です)

詳細は裏面をご覧ください

# 建築BIMを活用する事業者の拡大により 建築BIMの社会実装を加速化します

## ○対象となるBIMモデル作成費

項目	含まれる経費
<b>BIMライセンス等費</b>	・BIMソフトウェア利用費（ビューワソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
<b>BIMコーディネーター等費</b>	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネジャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
<b>BIMモデラー費</b> （施工BIMに限る）	・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費

協力事業者（下請事業者等）への支援を充実化しました。

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者（ゼネコン等）が要する経費も対象となります。

※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

## ○よくある「誤解」

- 既にBIMを使っている事業者はダメですか？  
⇒ BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、契約済のクラウドサービスなどが補助対象となります。
- 下請事業者や専門工事業者は、代表事業者になれませんか？  
⇒ 要件を満たしていれば、代表事業者になることも可能ですが、一者以上の協力事業者が必要です。
- 建築士事務所登録や建設業の許可がないとダメですか？  
⇒ 設計又は施工を行う者であれば、協力事業者になることが可能です。
- 令和6年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか？  
⇒ その必要はなく、部分的にでもBIMモデルが作成されていれば大丈夫です。
- 令和4年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか？  
⇒ 対象になります。交付申請の受付開始はR6年夏ごろを予定しております。
- 補助対象になる期間は、令和7年2月までですか？  
⇒ ソフトウェアや関連機器、クラウドサービスについては、一定の要件を満たせば、プロジェクトが終了するまでの間、補助対象とすることが可能です。
- 成果品としてBIMデータの提出が必要で、その内容が公開されますか？  
⇒ BIMデータの提出は必要ありませんし、公開されることもありません。
- 発注者や所有者の情報が公開されますか？  
⇒ 公開されません。

## ○スケジュール ※今後変更の可能性があります

**事業者登録** 令和6年1月22日（月） 開始

**交付申請** 令和6年4月1日（月） 開始予定

**完了実績報告** 令和6年12月～令和7年2月（予定）  
（完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります）

### お問合せ先

建築BIM加速化事業実施支援室  
03-6803-6754

### 詳細情報

<https://r5-6bim-shien.jp/>

